

# 青梅市認可外保育施設副食費補助金の請求について

令和6年4月から令和7年3月の期間に、青梅市内在住かつ国の指導監督基準を満たした認可外保育施設に副食費を支払っている方に補助金をお支払いいたします。交付申請書をご提出ください。

## 1 副食費について

副食費とは、**給食費のうち、主食（ごはんやパン）以外の副食（おかずやおやつ）にかかる料金**のことです。

- ①補助対象になるのは、期間中に青梅市内在住かつ利用施設に対して保育料とは別に副食費を支払っている場合のみです。（保育料の中に副食費が含まれている場合は補助対象外です。）
- ②主食費（ごはんやパンにかかる料金）は補助の対象外となります。
- ③“給食費”として主食費と副食費を合算した料金を支払っている場合、副食費部分のみが補助対象のため、主食費と副食費の内訳が不明な場合は補助ができない場合もございます。（内訳の詳細は利用施設にお問い合わせください。）

## 2 対象施設について

副食費補助金支給の対象になるのは、国の「認可外保育施設の指導監督基準を満たしている旨の証明書」を取得している認可外保育施設を単独で利用した場合のみです。（ご利用の施設が証明書を取得しているか、ご確認の上でご申請ください。）

※期間中に幼稚園・認可保育所等に在籍している方は補助対象外です。

※東京都内の証明書取得施設については、東京都福祉局のHPの「指導監督基準を満たす旨の証明書交付施設一覧」（下記URL）からご確認ください。

(URL:[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai\\_list](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-ichiran/ninkagai_list))

東京都以外にある施設の証明書取得状況については、施設がある自治体にお問い合わせください。

## 3 支給額について

利用した施設から発行された領収書等に記載された納入済みの金額を基に支給額を決定します。基本の計算方法は下記のとおりです。

**「毎月の上限額：2,000円」と「実支払額」のどちらか低い金額まで**

例1) 副食費としてひと月に1,000円支払った。

⇒毎月の上限額2,000円に対し、実支払額1,000円の方が金額が低いので、実支払額の1,000円が支給額です。

例2) 副食費としてひと月に4,500円支払った。

⇒毎月の上限額2,000円に対し、実支払額4,500円の方が金額が高いため、毎月の上限額の2,000円が支給額です。

※複数の施設を利用した場合、その合算額と上記の月額上限を比較してどちらか低い方の金額が支給額となります。

<→請求方法等は裏面をご参照ください>

## 4 請求方法

下記の URL または QR コードからサイトに接続し、電子申請してください。

(電子申請が難しい場合は紙でもご申請用いただけます。申請書を青梅市公式ホームページからダウンロードしてお使いください。または、下記の間合せ先までご連絡いただければ郵送でお送りいたします。)

○令和6年度青梅市認可外保育施設副食費補助金交付申請書  
兼口座振替依頼書 電子申請

URL : <https://logoform.jp/form/LaiY/960617>

QR コード



## 5 提出書類

利用施設ごとの「副食費を納入済みであることがわかる書類」の画像を申請フォームに添付してください。(例：副食費の領収書の画像)。

※“給食費”として主食費と副食費を合算した料金を支払っている場合、内訳資料(副食費として支払った金額がいくらわかるもの)も添付してください。  
(内訳資料については利用施設にお問い合わせください。)

## 6 申請期限

令和7年4月16日(水) ※郵送の場合は必着です。

## 7 振込時期について

5月頃に指定口座に振込予定(振込時期が前後する場合がございます。)

## 8 その他

認可外保育施設の無償化については、青梅市の公式ホームページ(下記 URL)で最新情報を公開しておりますのでご確認ください。

○青梅市「認可外保育施設等の無償化」のホームページ

URL: <https://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/33/75169.html>

(ホームページ内で副食費補助金申請書の紙様式も掲載しております。)

### ●問合せ先

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

青梅市こども家庭部こども育成課保育・幼稚園係

電話：0428-22-1111 (内線2147・2148)